

令和 7 年度東京港物流効率化等事業補助金
に関する Q & A

令和 7 年 4 月

東京都港湾局

目 次

1 事業の対象・要件について

(1) 共通事項

Q 1 昨年度からの制度改正内容……………	1
Q 2 実入りコンテナの輸送には、なぜ条件がついているのか……………	1
Q 3 実入りコンテナにおける“本船”とは……………	1
Q 4 補助の基準となる日付及び年度をまたぐ輸送の申請の考え方……………	1

(2) フィーダー輸送事業

Q 5 内航フィーダー船による輸送とは……………	2
Q 6 本船による輸送や、はしけによる輸送は補助対象となるか……………	2
Q 7 内航フィーダー船による国内貨物の輸送は補助対象となるか……………	2
Q 8 外航船社、内航船社ともに補助対象者となるか……………	2

(3) はしけ横持輸送事業

Q 9 コンテナバージによる輸送とは……………	2
Q10 本船による輸送は補助対象となるか……………	2
Q11 東京港内のバース間で輸送を行った場合は補助対象となるか……………	2
Q12 はしけ横持輸送を依頼する者とは……………	3

(4) 港内横持輸送事業（船舶）

Q13 港内横持輸送を依頼する者とは……………	3
Q14 バンプールとの横持輸送は補助対象となるか……………	3

(5) 港内横持輸送事業（鉄道）

Q15 港内横持輸送を依頼する者又は営む者とは……………	3
Q16 鉄道によるコンテナラウンドユースの考え方……………	3
Q17 海上コンテナで国内貨物を輸送した場合の考え方……………	4
Q18 バンプールとの横持輸送は補助対象となるか……………	4

(6) 鉄道コンテナ詰替輸送事業

Q19 鉄道輸送を依頼する者とは……………	4
Q20 東京港の CFS 等の対象範囲……………	4
Q21 交付申請時に申請をしていない CFS 等を利用したい場合……………	4
Q22 東京港における輸出入と鉄道による輸送の間に期間が空く場合……………	5

2 申請者について

(1) 申請者・申請方法について

Q23 複数の船会社に関わる船舶代理店による一括申請の取扱い	5
Q24 本社が海外にある場合の申請の取扱い	5
Q25 海外に本社があり、東京は支店扱いの場合の申請方法	5
Q26 海外船会社の代理店による申請方法	5

(2) グループ会社に関する取扱いについて

Q27 グループ会社とは	5
Q28 グループ会社がそれぞれ申請条件を満たす場合の申請主体と 輸送実績の取扱い	6

3 補助金の申請書類について

Q29 申請額の記載方法	6
Q30 申請数量の上限はあるか	6
Q31 実入りコンテナのみ又は空コンテナのみの申請は可能か	6
Q32 海上コンテナのサイズが 20ft、45ft の場合の実績の換算方法	6
Q33 申請書等に押印する印鑑	6
Q34 誓約書（別記第 2 号様式）とは	6
Q35 なぜ登記簿等の書類を提出しなくてはいけないのか	6
Q36 登記簿は、現在事項全部証明書と履歴事項全部証明書のどちらを 提出すればよいか	7
Q37 事業報告及び計算書類とは	7
Q38 会社概要（パンフレット）を作っていない場合	7
Q39 申請書の申請期間内の提出が間に合わない場合	7
Q40 支払金口座情報登録依頼書とは	7
Q41 昨年度東京都港湾局が実施する補助制度の申請をしており、 登記簿や印鑑証明書などの書類を提出しているが、再度提出が必要か	7

4 交付決定について

Q42 交付申請をすれば必ず交付決定が受けられるのか	7
Q43 予算額はいくらか	7
Q44 事業予算額とは	7
Q45 各補助対象事業における交付申請額が事業予算額を超過した場合	8

5 交付決定後の変更、新規申請について

Q46 当初提出した事業計画を年度の途中で変更・中止することは可能か	8
------------------------------------	---

Q47 当初は各補助金対象事業を行う事業計画がなく申請していなかったが、 年度途中で事業を行うことになった場合はどうしたらよいか……	8
---	---

6 輸送実績の報告について

Q48 当初提出した事業計画と結果が乖離した場合の取扱い……	8
Q49 当初提出した事業計画より実績が増えた場合の取扱い……	8
Q50 提出書類の様式に記載されている項目を 全て記載しなければならないのか……	8
Q51 L C L貨物の場合、荷主名は全て記載する必要があるか……	9
Q52 指図式船荷証券（Order B/L）により輸送される貨物は、 荷主が特定できない……	9
Q53 荷主の了解が取れないので証明書類を提出できない場合……	9

7 補助金の額の確定について

Q54 各補助対象事業における実績額の合計が事業予算額を超過した場合…	9
-------------------------------------	---

8 その他

Q55 万一、申請内容に不正があった場合はどうなるか……	9
Q56 横浜港、川崎港も同様の補助制度を実施するか……	9
Q57 他港の補助制度と併用することは可能か……	9
Q58 補助事業の実績については公表するか……	9
Q59 補助事業は今後も継続するか……	9

1 事業の対象・要件について

(1) 共通事項

Q 1 昨年度からの制度改正内容

- A 1 補助要件等については昨年度からの制度変更はございません。
なお、港内横持輸送事業（船舶）と鉄道コンテナ詰替輸送事業について、交付申請額又は実績金額が事業予算額を超過した場合の算定方法は、今年度から前年度実績が把握できることから、他の補助対象事業と同様の算定方法になります。

Q 2 実入りコンテナの輸送には、なぜ条件がついているのか

- A 2 本補助事業は、東京港の物流効率化及び物流機能強化等を推進することを目的としていることから、実入りコンテナの場合は東京港で外航船に揚げ積みする海上コンテナに限定しています。

Q 3 実入りコンテナにおける“本船”とは

- A 3 海上コンテナを輸送する外航船を指します。

Q 4 補助の基準となる日付及び年度をまたぐ輸送の申請の考え方

- A 4 各補助対象事業について、下記の基準日が補助対象期間内であることを条件とします。年度をまたぐ輸送の場合、各補助対象事業に定める基準日が補助対象期間内であれば、その他の日付（本船の揚げ積み日や内航船による輸送日、海上コンテナと鉄道コンテナの詰替日等）が対象年度外の場合であっても申請が可能です。ただし、実績報告の締め切り日までに、実施要領に定める輸送実績を確認できる書類の提出が必要です。

補助対象事業	基準日
フィーダー輸送事業	対象コンテナを内航フィーダー船により輸送した日 ※東京港の離着岸日を基準とする
はしけ横持輸送事業	対象コンテナをはしけにより輸送した日 ※東京港の離着岸日を基準とする
港内横持輸送事業 （船舶）	対象コンテナをドレイジ車両により横持輸送した日
港内横持輸送事業 （鉄道）	対象コンテナをドレイジ車両により横持輸送した日
鉄道コンテナ詰替 輸送事業	対象コンテナを鉄道により輸送した日 ※東京貨物ターミナル駅又は隅田川貨物ターミナル 駅の発着日を基準とする

(2) フィーダー輸送事業

Q 5 内航フィーダー船による輸送とは

A 5 フィーダーとは幹線に対する支線を指し、国際航路で貨物を輸送するために、国内他港から当該国際航路が寄港している港との間を船舶で輸送するサービスのことをいいます。本補助事業では、東京港と国内他港を結ぶ内航フィーダー船による海上コンテナの国内二次輸送のことを指します。

Q 6 本船による輸送や、はしけによる輸送は補助対象となるか

A 6 本船で国内他港へ輸送する場合（沿岸輸送）や、はしけによる輸送は対象となりません。なお、はしけによる輸送は、はしけ横持輸送事業の対象となります。

Q 7 内航フィーダー船による国内貨物の輸送は補助対象となるか

A 7 国内貨物の輸送は補助対象となりません。

Q 8 外航船社、内航船社ともに補助対象者となるか

A 8 原則として、対象コンテナの輸送を依頼・手配し、輸送に係る経費を負担している事業者を補助対象者とします。ただし、補助対象者間において合意のうえで東京都に対して事前に協議を行った場合はその限りではありません。

対象コンテナごとの補助対象者は、原則として次の表に該当する者としてします。

区分	補助対象者
外航船社から内航船社へ輸送を依頼する貨物	外航船社
内航船社が荷主等から依頼を受けて輸送を行う貨物 ※自社が保有するコンテナを自社の内航船舶で輸送する場合は対象となりません	内航船社

(3) はしけ横持輸送事業

Q 9 コンテナバージによる輸送とは

A 9 コンテナバージによる輸送とは港湾運送事業法で定める「はしけ運送事業」による横持ち輸送を指し、海上コンテナを輸送するため、東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間をコンテナバージで輸送するサービスのことをいいます。

Q 10 本船による輸送は補助対象となるか

A 10 本船で横持輸送する場合（沿岸輸送）は補助対象となりません。

Q 11 東京港内のバース間で輸送を行った場合は補助対象となるか

A 11 東京港内のバース間の横持輸送についても、補助対象とします。

Q12 はしけ横持輸送を依頼する者とは

A12 はしけ横持輸送事業は港湾運送事業であることから、はしけ輸送を依頼する主体として船舶運航事業者及び船舶代理店を想定しています。

(4) 港内横持輸送事業（船舶）

Q13 港内横持輸送を依頼する者とは

A13 外航船や内航船の手配とあわせてドレージ輸送を手配するフォワーダー、船舶運航事業者等を想定しています。

Q14 バンプールとの横持輸送は補助対象となるか

A14 空コンテナを蔵置するバンプールについては、外貿コンテナターミナルに準じて取り扱いますので、補助対象となります。なお、通常空コンテナの港内ポジショニングのためのドレージは補助対象ではありません。

＜例＞ ※下記の内貿ふ頭又は外貿コンテナターミナルは全て東京港内

- 空コンテナを内航RORO船又は内航フェリーにより輸送する場合の、内貿ふ頭とバンプール間の横持輸送
- 空コンテナを内航フィーダー船により輸送する場合の、外貿コンテナターミナルと他の外貿コンテナターミナルに付随するバンプール間の横持輸送
- × 空コンテナを内航フィーダー船により輸送する場合の、外貿コンテナターミナルとそれに付随するバンプールとの横持輸送

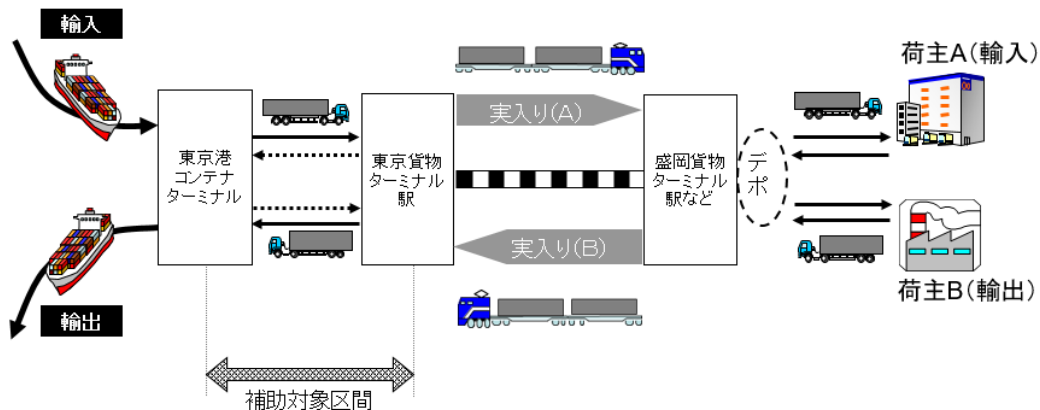
(5) 港内横持輸送事業（鉄道）

Q15 港内横持輸送を依頼する者又は営む者とは

A15 鉄道や外航船の手配とあわせてドレージ輸送を依頼又は営むフォワーダーや船舶運航事業者等を想定しています。

Q16 鉄道によるコンテナラウンドユースの考え方

A16 図は、盛岡貨物ターミナル駅等の ICD（インランド・コンテナ・デポ）機能を利用し、東京港において輸出入される海上コンテナのマッチングが成立した場合を示しています。（往路・復路ともに輸出入の実入りコンテナを輸送）
コンテナラウンドユースにより、荷主Aの東京港コンテナターミナルへの空コンテナ返却と、荷主Bの東京港コンテナターミナルからの空コンテナ調達が必要となり、港内横持輸送が1往復分効率化されるため、往路・復路について、それぞれ補助金を2倍（往路4,000円、復路4,000円）として算定します。
ただし、コンテナラウンドユースを行った場合で、どちらかの区間が東京港以外の輸出入の場合は、片道分のみ補助金を2倍（4,000円）として算定します。
基本的に同一年度中にマッチングが成立した場合に2倍として算定しますが、年度を跨いでマッチングが成立した場合、往路分の補助実績がある場合は復路分を2倍として算定します。



(図) コンテナラウンドユースによる輸送効率化のイメージ図

Q17 海上コンテナで国内貨物を輸送した場合の考え方

A17 空コンテナの回送時にスペースを有効活用するため国内貨物を詰めて輸送した場合、東京貨物ターミナル駅とターミナル又はバンプール間のコンテナ輸送については空コンテナ輸送とみなし、補助対象となります。ただし、Q16に記載するコンテナラウンドユースによる加算対象にはなりません。

Q18 バンプールとの横持輸送は補助対象となるか

A18 空コンテナを蔵置するバンプールについては、外貿コンテナターミナルに準じて取り扱いますので、空コンテナを鉄道輸送するための東京貨物ターミナル駅とバンプール間の横持輸送は補助対象となります。

(6) 鉄道コンテナ詰替輸送事業

Q19 鉄道輸送を依頼する者とは

A19 海上コンテナと鉄道コンテナの貨物を詰め替え、鉄道輸送を手配するフォワーダーや船舶運航事業者を想定しています。

Q20 東京港のCFS等の対象範囲

A20 東京港港湾計画において土地利用計画を定める範囲とします。「東京港便覧」の表面に掲載されている「東京港港湾計画図」により確認することができます。なお、交付申請時に提出いただく「CFS等一覧」の住所により、各CFSの場所を確認します。

※「東京港便覧」は東京都港湾局HPより御確認いただけます。

<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/pamphlet/>

Q21 交付申請時に申請をしていないCFS等を利用したい場合

A21 四半期ごとの実績報告書を提出する際に、申請時に提出いただいたCFS等一覧（別記第1号様式別紙③-2）を更新のうえ提出してください。なお、住所等の要件を満たさない場合は、補助対象外となります。（Q20参照）

Q22 東京港における輸出入と鉄道による輸送の間に期間が空く場合

A22 CFS 等に一定期間貨物を保管し、各輸送の期間が空く場合、鉄道コンテナ詰替輸送事業の基準日である東京貨物ターミナル駅又は隅田川貨物ターミナル駅の列車発着日が補助対象期間内であり、当該年度の最終輸送実績報告書の提出期限までに輸出入されたことが確認できる書類の写し等の提出が可能な場合は対象となります。

2 申請者について

(1) 申請者・申請方法について

Q23 複数の船会社に関わる船舶代理店による一括申請の取扱い

A23 可能です。その場合は、補助対象コンテナについて船会社単位で集計してください。

Q24 本社が海外にある場合の申請の取扱い

A24 本補助事業は、本社が海外にある場合であっても、国内に事務所又は事業所（日本法人、日本代理店、日本支社等）を有し、1年以上業務を継続している法人又は個人の事業者であれば、申請することができます。

Q25 海外に本社があり、東京は支店扱いの場合の申請方法

A25 支店名義にて申請することができます。ただし、申請時の押印は、支店長名、支店長印で、登記されたものを使用してください。
その場合、登記事項証明書、印鑑証明書は日本支店のものとしますが、会社概要、事業報告及び計算書類については、会社全体のものを提出してください。

Q26 海外船会社の代理店による申請方法

A26 可能な限り、船会社名義での申請をお願いします。ただし、船会社の母体が海外にしか存在せず、船会社名義の申請が困難な場合は、以下の手続きにより代理店名義での申請を可能とします。

- ① 船会社と代理店の関係がわかる書類（写し）又は船会社から当該代理店に対して申請等の権限を与える旨の書面「委任状」を取得し、提出してください。なお、代理店に船会社と同じ名前が付いている場合（例 ○○ジャパンなど）も、同様の対応をお願いいたします。
- ② 登記事項証明書、事業報告及び計算書類、会社概要、印鑑証明書は、代理店のものを提出してください。また、会社概要と事業報告及び計算書類については、船会社のものも併せて提出してください。

(2) グループ会社に関する取扱いについて

Q27 グループ会社とは

A27 親会社と子会社など、実質的に支配関係にある会社をいいます。

Q28 グループ会社がそれぞれ申請条件を満たす場合の申請主体と輸送実績の取扱い

A28 それぞれの船会社が申請条件を全て満たす場合は、申請者の判断により、「単独での申請」又は「グループ会社を代表して申請」のどちらでも可能です。ただし、船舶の運航形態が同一であるなど、実質的に一つの会社と見なされる場合、各社単独では申請できない場合があります。

グループ会社を代表して申請する場合は、実質的に支配関係にある会社（グループ会社）の実績については、輸送実績に含めることが出来ます。申請の際にはグループ会社との関係がわかる書類も提出してください。

3 補助金の申請書類について

Q29 申請額の記載方法

A29 当該年度の輸送見込量を算出して記載してください。（フィーダー輸送事業及びはしけ横持輸送事業については実入り・空ごと）

なお、輸送見込は前年度実績や当該年度の動向等を勘案し、出来る限り確実と思われる見込量を記載するようお願いします。

Q30 申請数量の上限はあるか

A30 上限はありませんが、具体的な見込のある輸送量を申請してください。

Q31 実入りコンテナのみ又は空コンテナのみの申請は可能か

A31 どちらか一方のみの申請も可能です。

Q32 海上コンテナのサイズが 20ft、45ft の場合の実績の換算方法

A32 20ft コンテナ＝0.5FEU、45ft コンテナ＝1.125FEU として計算してください。

Q33 申請書等に押印する印鑑

A33 会社実印（法務局に登録されたもの、印鑑証明と印影が同じもの）の押印をお願いします。ただし、実印の押印に時間がかかり手続きに支障が生じる場合には、申請時に委任状を提出することで、その後の手続きについて事業所長等の印とすることも可能ですので、あらかじめ御相談ください。

Q34 誓約書（別記第2号様式）とは

A34 東京都暴力団排除条例第7条第1項に基づき、東京都が交付する補助金から暴力団等を排除するための措置として、提出いただく書類です。

Q35 なぜ登記簿等の書類を提出しなくてはいけないのか

A35 東京都補助金等交付規則において定められた事項（補助金申請者の住所、氏名、事業内容など）を確認するため、提出していただきます。

Q36 登記簿は、現在事項全部証明書と履歴事項全部証明書のどちらを提出すればよい

A36 どちらを提出していただいても問題ございません。

Q37 事業報告及び計算書類とは

A37 定時株主総会に提出する年次報告及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書など）です。

Q38 会社概要（パンフレット）を作っていない場合

A38 会社のホームページ等、代わりになるものでも構いません。

Q39 申請書の申請期間内の提出が間に合わない場合

A39 期間内の提出が間に合わない場合は、御相談ください。

Q40 支払金口座情報登録依頼書とは

A40 東京都では、口座振替支払にあたって入金先の口座情報を登録していただいています。下記に該当する申請者は、「支払金口座情報登録依頼書」の提出が必要となります。

- ・これまで、東京都からの支払いを受けたことのない方
- ・以前登録したが2年以上支払いを受けていない方
- ・支払い先を変更したい方

Q41 昨年度東京都港湾局が実施する補助制度の申請をしており、登記簿や印鑑証明書などの書類を提出しているが、再度提出が必要か

A41 年度単位で補助制度を実施しているため、お手数ですが、あらためて提出いただくようお願いします。なお、会社概要（パンフレット等）については、昨年度の申請時に提出いただき、内容に変更がない場合には再提出は不要ですが、その旨をお知らせください。

4 交付決定について

Q42 交付申請をすれば必ず交付決定が受けられるのか

A42 東京都の予算の範囲内で補助制度を実施するため、補助金申請額を下回って交付決定する場合があります。

Q43 予算額はいくらか

A43 本補助事業の令和7年度予算額は2億7200万円です。

Q44 事業予算額とは

A44 各補助対象事業において東京都が計画した補助金の額（補助対象事業ごとの予算額）です。

Q45 各補助対象事業における交付申請額が事業予算額を超過した場合

A45 全ての補助対象事業について、昨年度実績からの増加分の輸送量に限り規定の補助単価を適用し、それ以外の輸送量は事業予算額の残額の範囲内で比例配分します。

なお、事業予算額の残額がある補助対象事業については、その残額の範囲内で、申請受付期間終了後も申請を受け付ける場合があります。

5 交付決定後の変更、新規申請について

Q46 当初提出した事業計画を年度の途中で変更・中止することは可能か

A46 以下の通りとします。

変更の場合（一部事業の追加等）：

本補助事業の予算に残額がある場合は、その範囲内で変更を受け付けることが可能ですので、御相談ください。

中止の場合：

可能です。事前にお問い合わせのうえ、令和7年度東京港物流効率化等事業補助金対象事業（変更・中止）承認申請書（別記第4号様式）を提出してください。ただし、補助事業の中止を行う場合も、中止するまでの間に行った補助事業について、実績を報告する必要があります。

Q47 当初は各補助金対象事業を行う事業計画がなく申請していなかったが、年度途中で事業を行うことになった場合はどうしたらよいか

A47 交付決定後に事業予算額に残額がある補助対象事業については、その残額の範囲内で、補助金申請受付期間終了後も随時申請を受け付ける場合があります。年度途中から各補助対象事業を開始することになった場合は、御相談ください。

6 輸送実績の報告について

Q48 当初提出した事業計画と結果が乖離した場合の取扱い

A48 大きく乖離したときには、理由をお伺いします。

Q49 当初提出した事業計画より実績が増えた場合の取扱い

A49 補助事業完了後、事業実績を審査したのち、交付決定の内容に適合すると認められる場合には、東京都の予算の範囲内で増額のうえ交付します。

Q50 提出書類の様式に記載されている項目を全て記載しなければならないのか

A50 公金の適正な執行並びに適切な政策形成を図るため、基本的に全ての項目を記載してください。補助条件への適合を確認するための項目は必須となりますので、記載が難しい項目がある場合は個別に御相談ください。

情報は厳正に管理し、個々の荷主名や貨物情報を第三者に情報提供等をするとは一切ありません。ただし、実績等を集計・分析し、その結果を公表等する場

合があります。

Q51 LCL 貨物の場合、荷主名は全て記載する必要があるか

A51 LCL 貨物の場合は、各補助対象事業における申請貨物単位（FEU、海上コンテナ本数、鉄道コンテナ本数）ごとに荷主名 1 者を記載してください。

Q52 指図式船荷証券（Order B/L）により輸送される貨物は、荷主が特定できない

A52 荷主名が特定できない場合は、原則として、B/L に記載された着荷通知先（Notify Party）等を記入してください。

Q53 荷主の了解が取れないので証明書類を提出できない場合

A53 必要な部分以外を黒塗りする方法などもありますので、御相談ください。

7 補助金の額の確定について

Q54 各補助対象事業における実績額の合計が事業予算額を超過した場合

A54 他の補助対象事業の事業予算額に残額があるときは、この残額を実績総額が事業予算額を超過した補助対象事業（以下「予算超過事業」という。）の事業予算額に充当します。予算超過事業の超過額の合計額が残額の合計額を超えるときは、残額の合計額を各予算超過事業の超過額に応じて比例配分します。上記の充当後に不足が生じる補助対象事業については、交付決定時の算定方法により確定額を定めます。（Q45 参照）

8 その他

Q55 万一、申請内容に不正があった場合はどうなるか

A55 申請内容に虚偽の記載があった場合など不正行為があった場合は、補助金の不正受給として刑事処分の対象となる場合があります。

Q56 横浜港、川崎港も同様の補助制度を実施するか

A56 補助制度の内容は各港により異なるため、詳細は各港の担当者にお問い合わせください。

Q57 他港の補助制度と併用することは可能か

A57 東京港の制度は併用を可能としております。他港につきましては、当該港の補助制度担当窓口にお問い合わせください。

Q58 補助事業の実績については公表するか

A58 実績等を集計・分析し、その結果を公表等する場合があります。

Q59 補助事業は今後も継続するか

A59 東京都の予算は単年度予算となります。よりよい事業としていくため、年度毎に

内容を再検討し、効果を上げながら事業を継続していきたいと考えています。